

八戸市バスケットボール協会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は八戸市バスケットボール協会と称し、事務局を会長の指定した場所におく。
- 第2条 本会は八戸市におけるバスケットボール競技団体を統轄代表するもので、アマチュアバスケットボールの健全な普及および発展、バスケットボール技術の向上および競技団体相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) バスケットボール大会の開催。
 - (2) バスケットボール技術を研究し、発展方策を調査企画する。
 - (3) 各種講習会の開催。
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。
- 第4条 本会は八戸市における本会に加盟したバスケットボール競技団体、本会に加盟したチーム(以下「加盟チーム」という)および賛助会員をもって組織する。

第2章 役員

- 第5条 本会に次の役員をおく。
- 会長：1名、副会長：若干名、理事長：1名、副理事長：若干名
常任理事：若干名、理事：若干名、監事：2名
- 第6条 1 会長は、評議員会(以下「総会」という)において推挙し、本会を統括し、代表する。
2 副会長は、会長が指名し、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 第7条 1 理事は、総会の議決により会長が委嘱する。理事は加盟団体より1名推薦とする。また会長は、必要に応じて理事を委嘱することができる。
2 理事はその互選により、理事長・副理事長・常任理事を選出する。
3 理事長は理事会の決するところに従い会務を執行する。緊急を要する事項で、理事会に諮る余裕のないときは理事長がこれを執行できるが、次の理事会において承認を得なければならない。
4 理事長は、会長・副会長に事故あるときはその職務を代行する。
5 副理事長は、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
6 常任理事は、理事長を補佐して会務を執行する。
7 目的を達成するため常任委員会を置く。また必要に応じて特別委員会を設置することができる。各委員会の委員長および委員は、会長が委嘱する。常任委員会は次のとおりとする。
総務委員会 競技委員会 強化普及委員会 審判委員会
- 第8条 1 監事は、総会の議決により会長が委嘱する。
2 監事は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 第9条 1 会長は、本会およびバスケットボール界の功労者のうちから、総会の議決により名誉会長、顧問および参与を委嘱することができる。
2 顧問および参与は、本会の重要事項について会長の諮問に応じ、また総会に出席し意見を述べることができる。

- 第10条1 評議員は、原則として各加盟チームより1名推薦する。
- 2 評議員は、各加盟チームを代表して本会の総会に出席し、その議決権を行使する。
- 第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。補充された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。また役員は任期満了であっても後任者が選出されるまではその職務を行うものとする。

第3章 会 議

- 第12条 総会は本会の議決機関であって、総会に付議されるべき事項は次のとおりである。
- (1) 予算及び決算 (2) 事業計画 (3) 役員の選出
(4) 規約の改正 (5) その他の重要事項
- 第13条 本会の定時総会は、毎年4月会長が招集し、会長がその議長となる。理事会がその必要を認めたとき、また評議員の4分の1以上から要求があったときは臨時総会を開かなければならない。
- 第14条 総会は評議員の3分の1以上（委任状を含む）の出席によって成立する。総会の議事は出席評議員の過半数で決め、可否同数の時は議長がこれを決める。
- 第15条 理事会は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。また理事の3分の1以上が会議の目的を示して理事会開催を要求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。
- 第16条 理事会の議事は、出席理事の過半数の決議で決め、可否同数の時は議長がこれを決める。
- 第17条 常任理事会は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

第4章 経 理

- 第18条 本会の経費は次のもので支弁する。
- (1) 加盟負担金（事務連絡費を含む） 1チーム 4,000円
(2) 事業収入 (3) 補助金 (4) 寄付金 (5) その他
- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。
- 第20条 会計年度の余剰金があるときは翌年度に繰り越す。

第5章 付 則

- 第21条 本規約の条項は、総会において3分の2以上の同意があれば変更することができる。
- 第22条 次の事項に該当するものは、個人およびチームを本会から除名することができる。ただし、当事者に弁明の機会を与えるものとする。
- (1) 著しく協会の綱紀を乱し、また著しく協会の体面を汚す行為のあったもの。
(2) 著しくスポーツマンシップに反する行為のあったもの。
- 第23条 本規約は 昭和48年 4月 1日 より施行する。
- 平成 2年 4月24日 一部改正
平成 8年 4月25日 一部改正
令和 7年 4月13日 一部改正